

ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の全てを満たす個人の方</li> <li>① 満20歳以上満70歳未満で完済時年齢が満80歳以下であること。 ※ 三大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険もしくは団体信用就業不能保障保険・三大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の加入を選択した場合 満20歳以上満51歳未満で、完済が満75歳に達した年の12月31日以内であること。</li> <li>② 安定継続した収入があり、かつ前年の年収が100万円以上であること。</li> <li>③ 勤続1年以上（法人役員、自営業の方は勤続、営業それぞれ3年以上）であること。 ※ 年金受給者は、年金受給中であること。 ※ 契約社員、嘱託社員、派遣社員、パート、アルバイトおよび育児休業中の方を除きます。</li> <li>④ 団体信用生命保険に加入できること（保険料は当金庫が負担します）。</li> <li>⑤ （一社）しんきん保証基金の保証を得られること。</li> </ul> <p>・上記の他、当金庫所定の審査があります。</p>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金</li> <li>・住宅増改築資金</li> <li>・住宅購入（中古住宅含む）資金</li> <li>・住宅用土地購入資金</li> <li>・事務所、店舗併用住宅の新築（購入）資金</li> <li>・住宅ローンの借換資金</li> </ul>
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円以上8000万円以内（1万円単位）、かつ担保価値の200%以内。</li> <li>・以下の条件を全て満たす場合、所得合算することができます。</li> </ul> <p>100%年収合算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同居中または貸付対象物件に同居する予定である方（1名に限り）。</li> <li>② 続柄が配偶者、親（配偶者の親を含む）、子（子の配偶者を含む）のいずれかである方。</li> <li>③ 満20歳以上満70歳未満で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方。</li> <li>④ 会社員、公務員、法人役員、自営業者、年金受給者、または「定年退職後の継続雇用の特例」に該当する方。</li> <li>⑤ 会社員、公務員は勤続1年以上、法人役員、自営業者は3年以上、年金受給者は公的年金を受給中であること。</li> <li>⑥ 安定継続した収入があり、かつ前年年収が100万円以上である方。</li> <li>⑦ 連帯保証人または連帯債務者となる方。</li> </ul> <p>50%年収合算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同居中または貸付対象物件に同居する予定である方（1名に限り）。</li> <li>② 続柄が配偶者、親（配偶者の親を含む）、子（子の配偶者を含む）のいずれかである方。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 満20歳以上満70歳未満である方。</li> <li>④ 安定した収入があり、今後も継続性が見込まれる方。 ※ 契約社員、嘱託社員、派遣社員、パートも対象となります。</li> <li>⑤ 連帯保証人または連帯債務者となる方。</li> </ul>
ご融資期間	・ 1年以上35年以内
ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初お借入れ時に固定金利・変動金利（キャップ付・キャップなし）を自由に選択することができます。</li> <li>・ また、金利選択型の3年・5年・10年のそれぞれ固定特約金利および変動金利を選択できます。この場合、固定特約金利期間終了時には、再度固定特約金利・変動金利を選択できます。</li> <li>※ 固定特約金利期間中は変動金利には変更できません。</li> <li>※ 改めて固定特約金利をお選びいただく場合は別途手数料がかかります。</li> <li>※ 固定特約金利期間終了時に固定特約金利継続のご指定がない場合は、自動的に変動金利となります。</li> <li>※ 変動金利期間中はいつでも固定特約金利に変更することができます。</li> <li>・ 三大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の加入を選択した場合は、現在の適用金利+0.20%の金利が適用金利となります。</li> <li>・ 団体信用就業不能保障保険・三大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の加入を選択した場合は、現在の適用金利+0.30%の金利が適用金利となります。</li> <li>・ 現在の適用金利については、窓口にお問い合わせください。なお、当金庫のホームページに掲載しております。</li> </ul>
ご融資形式	・ 証書貸付
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約定返済日（休日の場合は翌営業日）をお決めください。</li> <li>・ 毎月（元利・元金）均等返済（ボーナス月増額返済併用可）</li> <li>・ ボーナス月増額返済は融資金額の50%以内で指定できます。</li> <li>・ 申込人名義の普通預金口座からの自動振替による返済となります。</li> <li>・ 約定返済とは別に、残債務を繰り上げて返済することができます。</li> <li>・ 毎月のご返済額の試算については窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご融資実行時に一括納付していただきます。</li> <li>例：ご融資金額1,000万円、期間35年、元利均等の場合 232,000円</li> <li>※ 保証料金額は、保証内容により変動いたします。詳細については窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資対象物件となる土地建物に第一順位普通抵当権を設定させていただきます。</li> <li>・ 火災保険は原則として「保険会社が定める建物時価額」で融資期間中付保していただきます。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として不要です。</li> <li>・ ただし、所得合算、担保提供の場合は、所得合算者、担保提供者の方に連帯債務者または連帯保証人となっていただきます。</li> </ul>

保証会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（一社）しんきん保証基金の保証となります。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規取扱手数料 : 33,000円（消費税込）</li> <li>・一部繰上返済手数料 : 11,000円（消費税込）</li> <li>・固定金利選択手数料 : 5,500円（消費税込）：（金利選択型のみ）</li> <li>・全額繰上返済手数料 : 33,000円（消費税込）</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この申込みに関して、当金庫および当金庫提携の保証会社が取引上の判断をするにあたり、当金庫及び当金庫提携の保証会社の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に、お申込人の信用情報が登録されている場合には、当金庫および当金庫提携の保証会社が利用すること。 また、利用した場合には、その利用した日などが同機関に登録され、同機関の加盟会員が登録日から6ヵ月を超えない期間、それを取引上の判断として利用すること、以上をご了承ください。</li> <li>・変動金利を選択したお客様の借入後の利率は基準金利（当金庫の短期貸出最優遇金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ自動的に引き上げまたは引き下げられます。変更は毎年融資実行月および6ヵ月後応答月の1日を基準日として年2回見直しを行い、新利率は各基準日の1ヵ月後応答日の翌日以降で最初に到来する約定返済日の翌日から適用いたします。</li> <li>・ご返済が遅滞した場合の損害金の割合は年18.25%（年365日の日割計算）とします。</li> <li>・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 信金中央金庫を保険契約者、借主を被保険者とし、ご融資実行と同時にご加入いただく仕組みの特殊な団体保険です（保険料は当金庫が負担します）。 この制度にご加入いただくと、借主が返済期間の途中で万一死亡・高度障害状態になった場合、借入残高と同額の保険金が当金庫に支払われ借入金の返済に充当することになります。 余命6ヵ月以内と判断（※）されたときに保険金（債務残高全額）が支払われ借入金の返済に充当することになります。 ※ 余命の判断は、医師の判断に基づき、生命保険会社が行います。</li> <li>・三大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 一般の団体信用生命保険の支払事由に加え、借主が返済期間の途中で医師によって所定の「がん」と診断された場合、または「急性心筋梗塞」「脳卒中」に罹患し、所定の状態が60日以上継続したと医師によって診断された場合も該当します。 余命6ヵ月以内と判断（※）されたときに保険金（債務残高全額）が支払われ借入金の返済に充当することになります。 ※ 余命の判断は、医師の判断に基づき、生命保険会社が行います。</li> <li>・団体信用就業不能保障保険 三大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に付加することで、借主が精神疾患以外のケガ、疾病により長期間就業不能状態になった場合も</li> </ul>

商 品 名

# とうしん住宅ローン

	保障します。
--	--------

2022年4月1日現在